

栃木市立南小学校いじめ防止基本方針

2024. 4. 1 改定

1 いじめの定義

いじめ防止対策推進条例より

いじめとは、児童生徒に対して、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒の行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

<いじめ問題に対応するためのポイント>

- (1) 個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。
- (2) いじめられた児童の主観を確認する際は、本人がそれを否定する場合があることを踏まえ、当該児童の表情や様子及び周辺の状況等をきめ細かく観察するなど、客観的に確認する必要がある。
- (3) いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめ防止対策のための組織」を活用して行う。
- (4) 「一定の人間関係と」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級・部活動などの児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団など、当該児童と何らかの人間関係を指す。
- (5) 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合っている、見えないところで被害が発生している場合があるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
- (6) インターネット上で悪口を書かれた児童が、そのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童に対する指導等については、法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。
- (7) 好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまった場合には、学校は行為を行った児童に悪意はなかったことを十分加味した上で対応する必要がある。

2 いじめの理解

- (1) いじめはどの児童にも、どの学校でも起こり得るものである、とりわけ、嫌がらせやいじわるなどの「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験する。
- (2) 「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、多くの児童から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」と同様に生命又は身体に重大な危険を生じさせることがある。
- (3) 維持前は被害・加害という二者関係だけでなく、はやし立てたり面白がったりする「観衆」の存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在が、いじめを促進させてしまうなど、いじめは集団の問題という側面があることを十分理解し

た上で、望ましい集団づくりに取り組み、集団全体にいじめを許容しない雰囲気
形成することが大切である。

- (4) いじめは教職員の目につきにくい時間、場所、形で行われることが多いため、日頃より、多くの教職員の目で児童を見守る必要がある。
- (5) いじめの起きる背景は、児童や家庭、学校の問題等さまざまであり、きめ細かな児童への聞き取りと、その背景への理解に基づき、指導・対応していく必要がある。

3 南小学校の基本理念

山本有三先生の本質（生命尊重・人権尊重・絆）を根幹に

- 全ての児童は、いじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように行動します。
- 南小は、教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは絶対に許されない」ことの理解を促します。
- 学校、家庭、地域、関係機関等の連携のもと、いじめ問題を組織的に対応し、克服することを目指します。
- ※ 先生方、クラスの様子や私たちに気を配り、信頼関係を深めて、いつでも相談しやすい存在でいてください。（“あつたか栃木” いじめ防止子ども宣言文から）

4 いじめのない学校づくりに向けて

全ての教職員が、「いじめは絶対に許されない」ということや「いじめはどの子どもにも、どの学校・学級においても起こり得る」ということを強く認識し、いじめのない学校づくりに向けて、保護者や地域、関係機関と協力・連携しながら学校組織をあげて取り組みます。

(1) いじめの防止に向けて

- 児童にいじめの定義に基づいていじめの内容やいじめが及ぼす影響等について理解させ、児童相互の心の通う望ましい人間関係の構築を図ります。
- 校内研修等を通して、教職員のいじめに対する意識の高揚及び指導力の向上を図ります。
- 教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように、教職員の人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払います。
- 児童一人一人が、意欲をもって学校の様々な教育活動に取り組めるよう「学業指導」の充実に取り組みます。
- 児童一人一人に対して、いじめの問題を自分自身の問題として強く認識させ、「いじめを許さない心」や「いじめを起こさない力」を育成することで、自ら解決を図れるよう、計画的な指導を実践します。
- 児童会を中心としたいじめ防止のためのなかよし集会等を実施し、児童が自主的にいじめ問題について考え、話し合い活動に取り組めるように指導・支援します。
- 道徳の時間と体験活動を結びつけた学習の実施を通して、「心の教育」の充実を図ります。
- 教育活動全体を通して、児童が自己有用感や自己肯定感を育めるように支援します。

- いじめ加害の背景には、ストレスが関わっていることを踏まえ、ストレスに適切に対処できる力を育成する指導の充実を図ります。
 - ネットいじめの未然防止に向けてネットの適切な利用とマナーについての理解を促し、「ネット上のいじめ」の被害者・加害者にならないように意識させます。
 - 計画的にいじめ防止のための校内体制のチェックを行い、その改善を図ります。
 - 特に配慮が必要な児童及び次の児童については、日常的に、対象となる児童の特性を踏まえた適切な支援を行うと共に、保護者との連携や周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行います。
- ※発達障がい等のある児童、帰国児童、外国人児童、国際結婚保護者を持つ児童性的マイノリティに係る児童、東日本大震災被災児童、原発事故避難児童

(2) いじめの早期発見に向けて

- いじめは、教職員や大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、教職員や大人が判断しにくい状況で行われることが多いことを、教職員一人一人が強く認識し対応します。
- 児童の声に耳を傾け、児童の行動を注視し、児童の些細な兆候であっても、いじめではないかと疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知し対応します。
- 日頃から児童との信頼関係を深め、児童がいじめを相談しやすい体制を整えます。
- 児童や保護者がいじめに係る相談を行うことができるように、スクールカウンセラーが行う相談活動について周知を図ります。
- 教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報の共有化を図ります。
- 計画的にアンケートや教育相談を実施し、児童の人間関係の状況を把握すると共に、いじめを訴えやすい場の設定や雰囲気作りを行います。
- 教職員と児童との信頼関係の構築に努め、計画的な教育相談等を実施し、相談しやすい環境作りを行います。
- 日頃からの保護者との信頼関係を深め、保護者との情報共有に努めます。
- 学校外からのいじめに関する情報や相談については、窓口を一本化し、家庭や地域に周知すると共に、児童等からの相談に対しては素早く丁寧に、誠意を持って対応するようにします。 学校窓口：23-2844（担当 教頭）

(3) いじめへの対応について

- いじめを発見した場合やいじめに関わる情報（いじめが疑われる情報や児童間の人間関係に関する悩み）に接した時は、特定の教職員で抱え込まずに、速やかにいじめ対策組織において対応します。
- いじめの事実を確認できた場合、詳細を確認した上で、速やかにいじめられた児童及びいじめた児童の保護者に報告をします。
- いじめられている児童や保護者への支援については、当該者の立場に立った対応を常に行い、いじめられている児童を徹底的に守り通す事を伝え、できる限り不安を除去するための対応をします。
- いじめる児童への指導では、自らの行為の責任を自覚させながら、その児童が抱えた問題の背景に目を向け、当該児童の成長を旨とし、行為の善悪をしっかりと理解させるとともに反省させ、二度といじめることのないよう毅然とした態度で指導・支援を行います。また、保護者に対しても、事実に対する理解や納得を得た上で、学校と連携した対応について理解と協力を求めます。

- いじめが解決したと思われる場合も、いじめられた児童・いじめた児童及びその保護者に継続的な指導・支援を行います。
- いじめを見ていた児童（観衆・傍観者）に対しては、自らの問題として捉えさせ、いじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させます。

（４）地域や家庭・関係機関との連携について

- 「いじめは絶対に許されない」という基本姿勢やいじめ防止に関する取り組み等を、学校だよりや保護者会等の機会を捉えて公表及び啓発に努めます。
- 安全ボランティアや地域と連携を図り、登下校時のおける見守り活動やあいさつ運動を実施し、児童の見守り体制を充実します。
- インターネット上のいじめは、教師や保護者の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においても情報モラルについて啓発を行い理解と協力を進めます。
- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる時は、所轄警察署や関係機関と相談しながら対応します。
- いじめの背景は児童の家庭の問題、学校の問題等さまざまであることから、いじめの解決に向けて、その保護者や、行政、関係機関や団体等と連携を図りながら、問題の解決に向けて進めます。

（５）いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできないので、いじめが「解消している」状態とは、次の要件が満たされている状態とします。

- いじめに係る行為が止んでいること

いじめられた児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。なお、行為が止んでいない場合は、改めて、いじめ防止対策委員会の判断のもと、相当の期間を設定して状況を注視します。

- いじめられていた児童が心身の苦痛を感じていないこと。

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめられた児童がいじめの行為によって心身の苦痛を感じていないと認められること。またいじめが解消に至っていない段階においては、下記のことについて取り組みます。

- ・いじめられている児童を徹底的に守り通し、その安全安心を確保するように努めます。
- ・いじめ対策委員会において、いじめが解消に至るまでいじめられている児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行します。
- ・教職員は、いじめられた児童及びいじめた児童については、いじめが再発する可能性が十分にあることを踏まえ、日常的に注意深く観察し見守ります。

（６）いじめ防止基本方針の見直しについて

- いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価等において評価検証するなどして、いじめ防止への取組がより実効性のあるものになるよう、定期的に見直しを行い改善を図ります。

5 いじめ防止等の対策のための組織について

学校におけるいじめ防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行い、組織的な対応を行うために「いじめ対策委員会」を組織し、校務分掌に位置付け、「いじめの起こらない学校づくり」に向け、様々な教育活動を通じた未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には、早期の解決に向け組織的に対応します。

また、本委員会において、いじめの問題への取組が計画的に進んでいるかどうかのチェック等を行い、学校いじめ防止基本方針を始めとした学校の取組が実効あるものとなるよう改善を図ります。

(1) いじめ防止対策委員会（未然防止・早期発見対策に係る委員会）

①委員

校長、教頭、教務主任、学年主任、学級担任、児童指導主任、養護教諭、教育相談担当、特別支援教育担当、人権教育主任、学習指導主任、スクールカウンセラー、学校運営協議会、保護者代表（PTA）等
（外部関係者については必要時に招集する）

②実施する取組

ア 未然防止対策

- ・いじめの未然防止に向けての全体指導計画の立案
- ・全体指導計画の進捗状況の把握と改善
- ・いじめに関する意識調査、集団を把握するための調査の実施と結果の分析共有
- ・いじめ相談窓口の設置と教育相談体制のチェック
- ・校内研修会の企画・立案
- ・要配慮児童生徒への支援方針決定 等

イ 早期発見対策

- ・いじめの状況を把握するためのアンケートの実施と結果の分析共有
- ・情報交換による児童生徒の状況の共有 等

(2) いじめ対策委員会（いじめ認知時の対応に係る委員会）

①委員

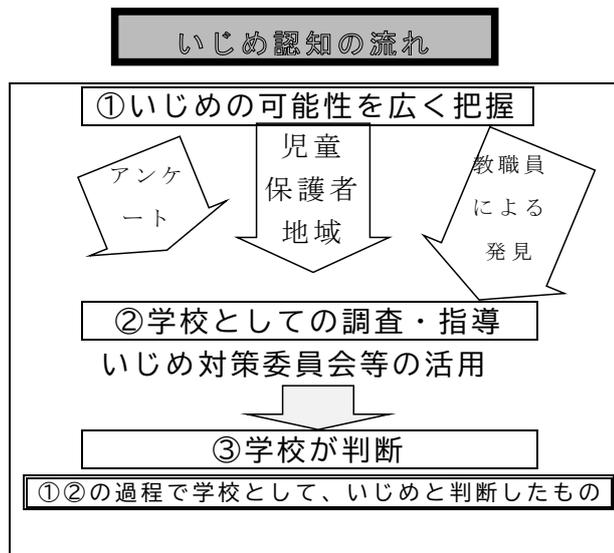
教頭、学年主任、学級担任、児童指導主任、養護教諭、教育相談担当、その他関係の深い教職員、必要に応じて県教育委員会派遣の外部専門家 等

②実施する取組

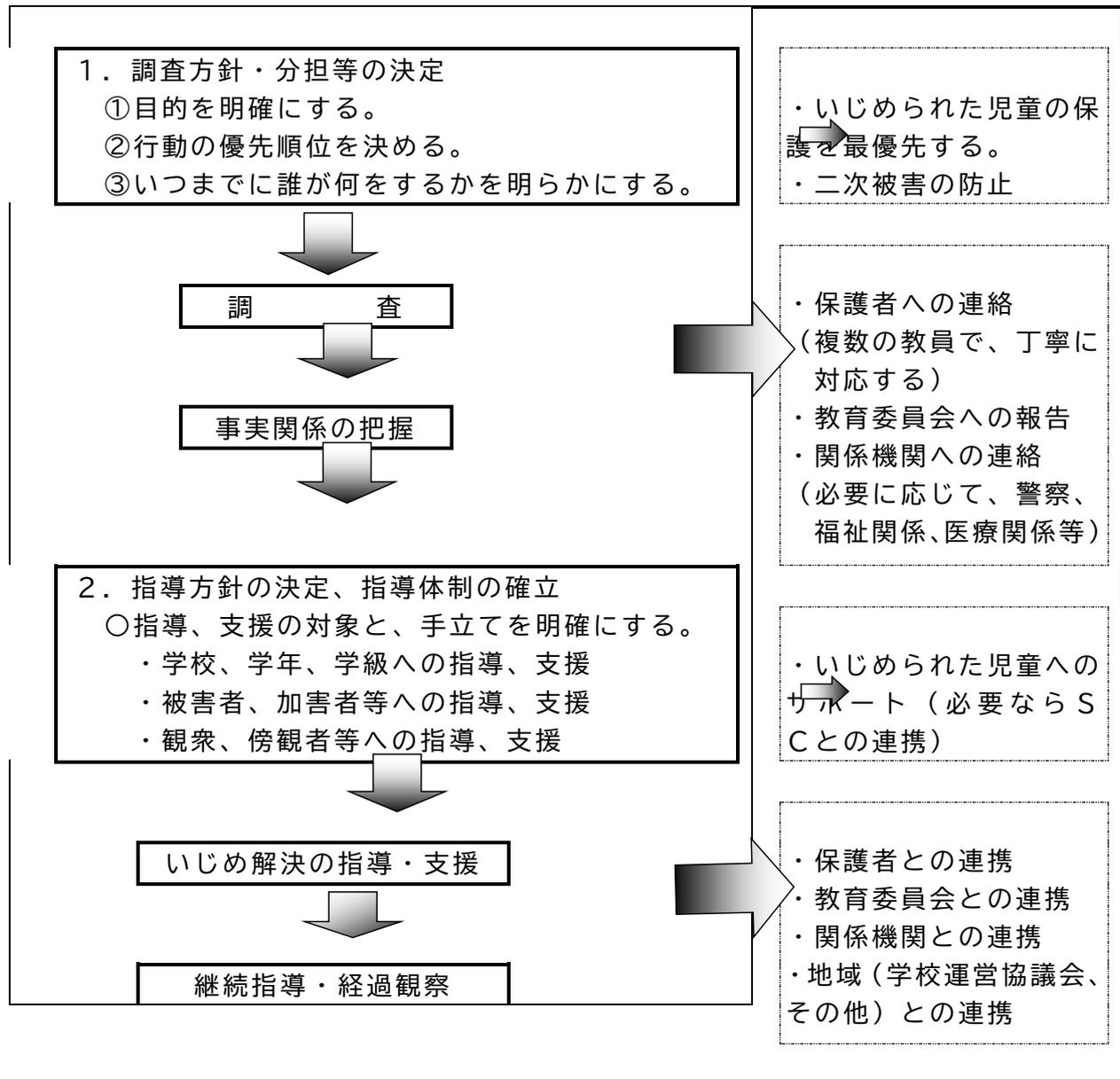
ア 事実関係の把握【図1参照】

- ・アンケート調査、児童、保護者、地域からの情報及び教職員による発見等からいじめの可能性を広く把握し、共有する。
- ・関係のある児童への事実関係の聴取や緊急アンケートの実施等により組織的調査を迅速に行う。

【図1】



イ 基本的な対応の流れ【いじめ対策委員会】



6 重大事態への対応

(1) 重大事態のとりえ方

学校がいじめ防止対策推進法第 28 条により、次の二つの場合を重大事案という。また、児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、速やかに重大事態が発生したものとして報告、調査にあたります。

①いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・児童が心身に重大な傷害を負った場合
- ・児童が金品等に重大な被害を被った場合
- ・児童が精神性の疾患を発症した場合

②いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

- ・欠席における「相当の期間」は、文科省の不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とする。

(2) 重大事態への対応

当該事案が重大事態と判断した場合には以下のとおり対応する。

ア いじめられた児童の安全を確保するとともに、教育委員会に報告し、教育委員会と連携して対応する。

ウ いじめ対策委員会において、正確な事実確認のための調査を行い教育委員会に報告する。当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、教育委員会と連携しながら、学校組織をあげて行う。

ウ 調査については、事態への対処や同種事態の発生防止のために、事実関係を明確にし、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や人間関係、教職員がどのように対応したか等、可能な限り網羅的に把握する。

* いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合は、十分に聴き取るとともに、在籍児童や教職員に対するアンケート調査や聞き取り調査を行う。その際、いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先として調査を実施する。

* いじめられた児童から聴き取りが不可能な場合は、いじめられた児童の保護者から要望や意見を十分に聴き取りした上で、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、在籍児童や教職員に対するアンケート調査や聞き取り調査を行う。

エ いじめを受けた児童やその保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により、その説明に努める。

オ 当該児童及びその保護者の意向を十分に配慮した上で、保護者説明会等により、適時・適切に全ての保護者に説明するとともに、解決に向け協力を依頼する。

カ いじめ対策委員会、(未然防止・早期発見対策に係る委員会)を中心として速やかに学校としての再発防止策をまとめ、学校組織をあげて着実に実践する。

7 いじめ防止に関する年間取組計画

月	主 な 取 組 内 容
4	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者、地域への「学校いじめ防止基本方針」の周知（P T A 総会時やH P 等） ・相談に関するリーフレットの配布 ・心の点検日（いじめ・悩み事相談）
5	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回いじめ防止対策委員会（兼児童指導研修会） ・心の点検日（いじめ・悩み事相談）
6	<ul style="list-style-type: none"> ・自己有用感テスト① ・教育相談週間「対話の日」（いじめ・悩み事相談）①
7	<ul style="list-style-type: none"> ・心の点検日（いじめ・悩み事相談） ・いじめ防止に関するチェック（全教職員）①
8	<ul style="list-style-type: none"> ・児童指導研修会（いじめに関する校内研修を含む）
9	<ul style="list-style-type: none"> ・心の点検日（いじめ・悩み事相談）
10	<ul style="list-style-type: none"> ・心の点検日（いじめ・悩み事相談）
11	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談週間「対話の日」（いじめ・悩み事相談）② ・自己有用感テスト②
12	<ul style="list-style-type: none"> ・心の点検日（いじめ・悩み事相談） ・いじめ防止に関するチェック（全教職員）② ・学校評価アンケート（いじめ問題への取組評価含む）
1	<ul style="list-style-type: none"> ・心の点検日（いじめ・悩み事相談） ・第2回いじめ防止対策委員会（兼児童指導研修会）
2	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談週間「対話の日」（いじめ・悩み事相談）③
3	<ul style="list-style-type: none"> ・心の点検日（いじめ・悩み事相談） ・「いじめ防止基本方針」の評価改善